サクッと小技 おひたしや温野菜を作るときはお湯で茹でずにレンジで加熱すると栄養素が水に溶け出さないそうです。カット済みの野菜を使うとさらにお手軽に１品追加。

複式簿記の基本を学ぶコースです　第52回　春季

青色複式簿記講座

4月20日（火）開講

お申込み締切
4月16日（金）

- ●簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- ●仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- ●複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい

※簿記検定の試験対策講座ではありません

開催要項

期　間　4月20日（火）～5月28日（金）10：00～12：00
※5月4日（火・祝）と5月21日（金）は休講
毎週火曜日・金曜日の全10回
日程が変更になりました

会　場　青色会館4階　※場所は1面の地図をご参照ください

講　師　東京地方税理士会小田原支部　加藤大輝税理士

受講料　会員6,000円　会員以外の方8,000円（テキスト代込）

持ち物　筆記用具／電卓／受講料（初回当日）

定　員　9名（定員になり次第締切らせていただきます）

※会館の駐車場が手狭なため、公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。

主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み　TEL 0465-24-2614　FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@aoiro-odawara.com

県税事務所からのお知らせ

「ニセ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。

- ●ご本人やご家族の収入、銀行口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出そうとする事例
- ●税金を還付すると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM（現金自動預け払い機）へ行くように指示される事例
- ●滞納がない方の所へ、税金を徴収に行くと言われた事例
- ●自動車税種別割の還付があると称して、直接自宅を訪れるという事例

県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることや、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

☆被害に遭わないために

県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に感じられた場合は、即答せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切って、相手が言った番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。

ご家族の方が問い合わせを受けられた場合も同様に、即答せず、電話をいったん切って、ご本人とご相談ください。

ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◇問合せ先　小田原県税事務所　管理課　管理第一班　TEL0465-32-8000（代）

税の基礎知識

所得税の予定納税

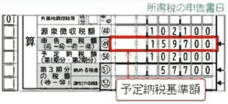
所得税の申告書B

外国税額控除等	分		
源泉徴収税額		㊽	1 0 2, 1 0 0
申告納税額（㊺−㊻−㊼−㊽）		㊾	1 5 9, 7 0 0
予定納税額（第1期分・第2期分）		㊿	1 0 2, 0 0 0
第3期分の税額（㊾−㊿）	納める税金	(51)	5 7, 7 0 0
	還付される税金	(52)	

予定納税基準額

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税基準額とは、前年分の所得に譲渡所得、一時所得、雑所得、分離課税の所得（分離課税上の上場株式等の配当所得を除く）がないものとして計算した所得税の額から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除く）を控除して計算した金額をいいます。

事業所得、不動産所得、給与所得のみの場合は所得税の申告書Bの㊾が予定納税基準額になります。

（1）納期限

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

（2）減額申請

なお、その年の6月30日の現況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

相続税の基礎控除

相続人（配偶者や子どもなど）は、**被相続人**（亡くなった人）から相続などによって財産を取得したときに、その相続財産の価値の合計額が**基礎控除額**を超える場合は、相続税を申告する必要があります。

基礎控除額の計算の準備：『法定相続人の数』の計算

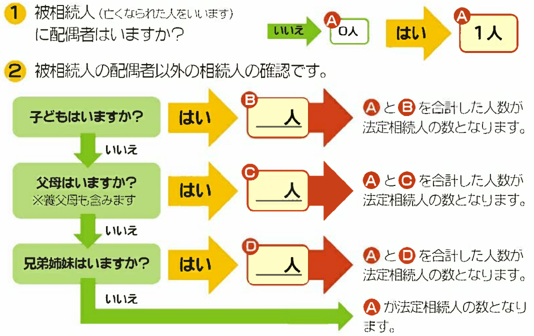

① 被相続人（亡くなられた人をいいます）に配偶者はいますか？
いいえ
Ⓐ 0人
はい
Ⓐ 1人
② 被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。
子どもはいますか？
はい
Ⓑ ＿人
Ⓐ と Ⓑ を合計した人数が法定相続人の数となります。
いいえ
父母はいますか？ ※養父母も含みます
はい
Ⓒ ＿人
Ⓐ と Ⓒ を合計した人数が法定相続人の数となります。
いいえ
兄弟姉妹はいますか？
はい
Ⓓ ＿人
Ⓐ と Ⓓ を合計した人数が法定相続人の数となります。
いいえ
Ⓐ が法定相続人の数となります。

※上記②の相続人が、被相続人が亡くなる前に既に亡くなっている場合や養子がいる場合については、税務署にご確認ください。

基礎控除額：3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。　小田原税務署（税についての相談窓口）　TEL：0465-35-4511（自動音声によりご案内）

ご予約は
お早めに。

会員限定無料相談

要ご予約
予約 ☎24-2612

弁護士の
法律相談会
10時～12時
4月16日（金）
5月11日（火）
5月21日（金）

弁護士の
相続相談会
10時～12時
4月21日（水）
5月19日（水）
6月16日（水）

社労士の
年金・社会保険相談会
10時～12時
4月13日（火）
5月18日（火）
6月8日（火）

不動産コンサルタントの
不動産相談会
10時～12時
4月22日（木）
5月27日（木）
6月24日（木）

税理士の
税相談会
14時～16時
4月15日（木）
5月20日（木）
6月17日（木）

日本政策金融公庫の
融資相談会
10時～12時
6月2日（水）
8月4日（水）
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの
経営相談会
日時応談
予約 ☎24-2614

ご注意
同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第1期分】中井町・松田町・山北町・真鶴町………4月30日（金）

○後期高齢者医療保険料の納期限
【随時期分】松田町……………………………………4月30日（金）

○介護保険料の納期限
【第1期分】真鶴町……………………………………4月30日（金）

○固定資産税の納期限
【第1期分】真鶴町……………………………………4月30日（金）

○市県民税の納期限
【随時期分】南足柄市…………………………………4月30日（金）

○固定資産課税台帳の縦覧期間
※但し、土・日・祝日は除きます。
◆小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・湯河原町……
令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）
◆開成町（土地家屋価格等縦覧帳簿）………
令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）
（固定資産課税台帳の閲覧期間）…
令和3年4月1日（木）～通年

○振替納税日（口座振替日）
所得税……………………………………5月31日（月）
消費税……………………………………5月24日（月）

季節の花：ネモフィラ

小田原税務署からのお知らせ　令和2年分 所得税・消費税（個人事業者）を納付される皆様へ

振替納税を利用されている方の振替納付日

令和2年分の申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の納付について、振替納税を利用されている方は、下記の振替納付日の前日までに、あらかじめ指定口座の預貯金等残高をご確認ください。

残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限（所得税、消費税ともに4月15日）の翌日から延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。

※振替納税の領収証書は送付しておりません。

税　目	申告期限及び納期限	振替納税を利用された方の振替納付日
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年4月15日（木）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和3年4月15日（木）	令和3年5月24日（月）

あなたはどこの支部？

各支部の担当地域

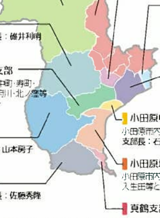

山北支部
山北町　支部長：佐野益久

南足柄支部
南足柄市　支部長：雄井利明

小田原足柄支部
小田原市内扇町・中町・寿町・久野・荻窪・穴部・府川・北ノ窪等
支部長：田中良一

箱根支部
箱根町　支部長：山本房子

湯河原支部
湯河原町　支部長：佐藤秀隆

足柄上支部
松田町・大井町・開成町・中井町
小田原市内鬼柳・下大井・上曽我・曽我大沢　支部長：岩田邦司

小田原城北支部
小田原市内栢山・曽比・堀之内・中曽根・飯田岡・蓮正寺・小台等
支部長：吉村友文

橘支部
前川（川東地区は除く）・中村原・小船・小竹・羽根尾・山西・上町・沼代等
支部長：石塚昇

川東支部
小田原市内酒匂川以東の地域（橘支部区域は除く）
支部長：渡瀬剛行

小田原中央支部
小田原市内城山・栄町・城内・浜町・東町等
支部長：石黒榮治

小田原城南支部
小田原市内本町・南町・早川・板橋・風祭・入生田等と城山の一部　支部長：片野洋二

真鶴支部　真鶴町　支部長：千石誠治

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に所属することになります（準会員には所属支部はありません）。

お問い合わせ　TEL：0465-24-2611（代）

編集長後記｜本紙2021年2月号「よりみち日和。」記事における「リンパマッサージ」の全文言を「リンパエネルギー療法」に訂正させていただきます。